

あま市から 転出される方へ

住みはじめた日から『14日以内』に次のものを添えて新しい住所地に市区町村役場に転入届をしてください。

☆転出証明書、マイナンバーカード（マイナンバーカードでの特例転出やマイナポータルによる転出の場合は、転出証明書不要です。）、本人確認書類が必要となります。

代理人による転入届は委任状等が必要になりますので、転入先の市区町村にお尋ねください。

★あま市から転出される方で下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

該当すること	あま市での手続き	お問い合わせ先
印鑑登録をしている方	★印鑑登録証(カード)をお返しください。 転出(予定)日をもって自動的にあま市での登録がなくなります。	市民課 052-444-3167
国民健康保険に加入している方	★国民健康保険被保険証をお返しください。 ★保険税については、加入月数分に調整します。	
子ども医療等を受給している方	★医療受給者証をお返しください。	保険医療課 052-444-3168
後期高齢者医療に加入している方	★後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。	
介護保険について	★保険者証をお持ちの方は保険者証をお返しください。 ★要介護認定者は、受給資格証明書の交付手続きをしてください。	
65歳以上でひとり暮らしの方	★福祉サービスを利用されていた方は、手続きが必要です。	高齢福祉課 052-444-3141
児童手当を受けている方	★児童手当喪失届をしてください。	
児童扶養手当・遺児手当を受けている方	★転出届(喪失届)をしてください。	子ども福祉課 052-444-3173
障がい者等の手当などを受給している方	★市の手当の喪失届をしてください。 その他該当するものがあれば所定の手続きをしてください。	障がい福祉課 052-485-5980
障害者総合支援法に基づく受給者証がある方	★ 障害者総合支援法に基づく受給者証をお返しください。	
小中学生の子がいる方(転校の手続)	★通っていた学校へ電話をしてください。(別紙案内をご覧ください。)	学校教育課 052-444-0902
妊娠婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方	★あま市での手続きは、必要ありません。 あま市のものは、使用出来ません。交換手続きが必要となりますので新住所地の市町村役場、保健センターへお問い合わせ下さい。	健康推進課 052-443-0005
美和、七宝地区で上水道を使用されていた方	★お電話で使用中止の手続きをしてください。	
西今宿の一部、栄地区で上水道を使用されていた方		上水道課 052-441-7115
甚目寺地区で上水道を使用されていた方	★お電話で使用中止の手続きをしてください。	名古屋市上下水道局 お客様受付センター 052-884-5959
市税について	★市県民税は、1月1日現在の住所地の市町村で1年間課税となります。年の途中で転出されても、当該年度はそのまま、あま市へお支払いいただくこととなります。(転出先の市町村では、翌年度からの課税となります。) ★固定資産をお持ちの方が海外へ転出されるときは「納税管理人申告(承認申請)書」を提出してください。	税務課 052-444-0509
原付バイク、軽自動車等をお持ちの方	★廃車または譲渡する場合や転出先に原付バイク等を持っていく場合、住所変更の手続きが必要です。 あま市ナンバーのもの(原付バイク等排気量125cc以下):あま市役所税務課 二輪のバイク(125cc超~):中部運輸局愛知運輸支局 軽四輪車等:軽自動車検査協会愛知主管事務所	税務課 052-444-0509 中部運輸局愛知運輸支局 050-5540-2046 軽自動車検査協会愛知主管事務所 050-3816-1770
納税について	★お忘れの市税等はありませんか?お尋ねください。	収納課 052-444-0413